

足場の安全点検厳格化、点検者の要件の規定も建設現場の墜落・転落災害防止で

建設現場の労働災害では墜落・転落によるものが最も多いことから、政府は足場の安全点検を現行より厳格にする考えです。官民の関係者で構成する厚生労働省の「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」（蟹澤宏剛座長）での検討では、足場組み立て後の点検実施者については、「一定程度の専門知識」を法令に規定する方針。また、現状では規定が無い現場作業前の「点検結果の記録・保存」を実施するほか、労働安全衛生規則（安衛則）で規定されている「組み立て後の点検結果の記録・保存」について、併せて「表示」する方針も打ち出しています。

足場の安全点検に関しては、安衛則や、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」等で、現場作業前と組み立て後に関して規定されています。点検実施者は、足場の専門工事業者などになりますが、組み立て後の点検と点検結果の記録・保存は注文者（元請事業者）も行うこととされています。

同会合では、本足場・一側足場での通常作業時に発生した墜落災害のほぼ全てで、手すり・中さん等がない状態だったため「法令の遵守が必要」と指摘。そのためには、安全点検の強化の必要性があるとし、点検実施者の能力、点検結果の記録や表示（確実性）について検討することを求めました。このうち、「作業開始前の点検」に関しては、点検項目が「墜落防止用設備の取り外し及び脱落の有無」であるため、点検実施者に求められる能力を法令で規定する必要はないとしています。一方、「組み立て後の点検」に関しては、点検実施者に、「一定程度の専門知識を求めることを法令に規定することは有効」としました。

今後、点検実施者の一定程度の専門知識を法令に規定する場合、手すり先行工法等の「より安全な措置」等に係る4要件（足場の組立て等作業主任者で足場の組立等作業主任者能力向上教育受講者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、「仮設安全監理者資格取得講習」受講者、「施工管理者等のための足場点検実務研修」受講者）で妥当か検討します。また安衛則では、注文者（元請事業者）にも同様の点検の実施が義務付けていることから、注文者（元請事業者）の点検実施に際しても要件を同様にすべきか検討される見通しです。